

企業会計基準委員会 御中

実務対応報告公開草案第 52 号についてのコメント

2017 年 7 月 10 日

パイプドHD株式会社

質問 1～質問 4 につき

権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、第三者評価機関の公正価値評価に基づき、公正価値相当額の現金を対価として受け取り新株予約権を付与する取引であるため、報酬性がないと考え、この提案に同意しない。

以下の理由で報酬性はないと考える

1. 持株会が普通株式への投資制度として成立しており、奨励金以外の部分は株式報酬となっていないのは投資元本の毀損リスクのある投資なので当然のことである。そして、有償新株予約権も対象者の投資判断で投資するかどうかの決定がなされる新株予約権への公正価値での投資制度であり、報酬ではないと考える。
2. 無償でストック・オプションを付与する場合は、付与対象者である従業員等には新株予約権に対する対価は自らの継続的な労働のみであることもあり、ほとんどのケースでは拒否されることがないことが一般的であるが、有償での投資の場合、業績条件や勤務条件、公正価値として提示される払い込む金額など、すべてが投資を検討する際の検討する必要のある条件であり、それらの条件の一つでも受け入れられないものであれば、投資元本毀損リスクを鑑みると投資できないという判断となるため、導入会社を調べると、実際に、応募率が 20%未満といったケースもあることが判明し、持株会と同様に投資制度として成立している。
過去の議事録を拝見したところ、いくつかの企業の応募率が 100%であることで報酬性があることを推定する要素のように記載されていたが、そのような事例のほとんどは取締役や執行役員などの経営者や上級幹部のみを対象とした事例であり、このようなケースでは事前に申込みを行わない者は対象に入れずに決議されているのが常であるため、応募率をもって判断する場合には一般従業員を含めて広く募集を行っている事例を取集しなければ偏った情報により誤った判断を行っていると言わざるを得ない。
3. そもそも従業員に損失が発生する可能性のある報酬制度はありえないと考える。

以上